

『事例 3』

類型：下位概念化

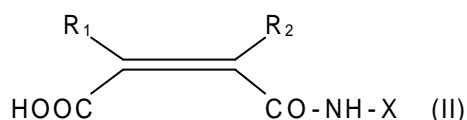
審判番号：平成 11 年審判第 39054 号

特許番号：特許第 2004135 号（特願昭 60-269206 号、特開昭 61-155333 号）

訂正前の明細書

（発明の名称）
新規化合物、その製法及びそれを含む医薬組成物

（特許請求の範囲）
【請求項 1】可逆性基により少なくとも 1 種の水溶性重合体に結合した製薬上有用な蛋白質よりなる式 (II)：



[式中 X は製薬上有用な蛋白質であり NH 部分は X の蛋白質アミノ基から誘導され；そして (i) R₁ 及び R₂ はそれぞれ非重合性有機基又は式 - R₃ - P (式中 P は水溶性重合体であり R₃ は橋かけ基である) の基であるか；又は (ii)]

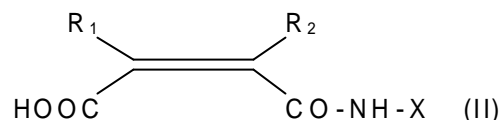
で表される蛋白質 - 水溶性重合体結合物。

【請求項 3】R₁ および R₂ の 1 個が基 P - CH₂ - であって他がメチルである特許請求の範囲第 (1) 又は (2) 項記載の結合物。

訂正明細書

（発明の名称）
.....

（特許請求の範囲）
【請求項 1】可逆性基により少なくとも 1 種の水溶性重合体に結合した製薬上有用な蛋白質よりなる式 (II)：



[式中 X は製薬上有用な蛋白質であり NH 部分は X の蛋白質アミノ基から誘導され；R₁ 及び R₂ は P - CH₂ - であって他はメチルであり、ここで P 水溶性重合体である]

で表される蛋白質 - 水溶性重合体結合物。

【請求項 3】削除

[結論]

特許請求の範囲の減縮となる。

[説明]

訂正は請求項 1 の訂正は、式 (II) の置換基 R₁ および R₂ についての定義をさらに限定するものであって、これにより請求項 1 の物質自体を減縮するものであるから、この訂正は特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

また、訂正後の式(II)の置換基 R_1 および R_2 についての定義は、特許明細書の削除された請求項3に記載されたものであるから、この訂正は願書に添付された明細書に記載した事項の範囲内の訂正である。